

京都市告示第 207号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しましたので、同条第4項の規定に基づき告示します。

令和2年7月2日

京都市長 門川 大作

道路の種類	路線名	区間	指定の部分・延長
一般市道	押小路通	中京区一之船入町378-4 番地先から 中京区榎木町102-3番地 先まで	上下線・140m

(建設局土木管理部道路河川管理課)